

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市規則第18号

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則

阿賀野市子ども・子育て支援法施行規則（平成27年阿賀野市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号イ中「3人」を「2人」に、「第3子」を「第2子」に改める。

第25条中「3人」を「2人」に、「第3子以降の満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受けた者及び特定満3歳以上保育認定子ども（政令第4条第3項に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。）を除く。）」を「第2子以降の教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。